

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第13「議案第17号平成27年度松田町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第17号平成27年度松田町一般会計補正予算(第6号)。平成27年度松田町一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,109万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億192万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)第3条、債務負担行為の変更は「第3表 債務負担行為補正」による。

平成28年3月1日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案を説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは説明をさせていただきます。3ページ目をお開きください。第2表繰越明許費から説明をさせていただきます。

総務費の総務管理費、一般事務経費7万1,000円、それから2つ飛びまして民生費、社会福祉費、職員給与費の6万5,000円、その下段でございます年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業2,791万8,000円、この3つは合計で2,805万4,000円ですけれども、年金生活者等支援臨時給付金給付事業に充てられるものでございます。こちらにつきましては10分の10の補助でございます。

上から2段目、総務費の総務管理費、情報セキュリティー強化対策事業といたしましては、歳出で詳しく御説明しますが、自治体セキュリティー強化対策に関する事業でございます。こちらはほぼ2分の1の補助となっております。

続きまして戸籍住民基本台帳費、個人番号制度管理費。こちらは番号カード

の発行を地方公共団体情報システム機構、いわゆる J-L I S に委託をするものでございます。こちらも10分の10の補助でございます。

2つ飛ばしまして、児童福祉費の保育所運営事業167万8,000円につきましては、年齢撤廃によります保険料について、第2子が半額、第3子以降無償というシステム変更を行うものでございます。こちらについては2分の1の補助でございます。

農林水産業費の農業費、一般管理経費でございます500万。寄ふれあい農園体験実習館の改修につきまして、国庫補助を調整していたものでございますが、法令改正により該当しないこととなったため、繰越明許をさせていただき事業実施を図るものでございます。

続きまして土木費の道路橋梁費、橋梁長寿命化事業3,181万2,000円につきましては、西山橋、城山橋は事業完了をしております。田代橋について工業製品に不良が見つかり、全国的に納期が大幅におくれているため、工期延伸をさせていただくものです。こちらにつきましては55%の補助でございます。

続きまして道路補修事業200万。町道23号線道路拡幅工事について、用地交渉でもう少しの時間で取得可能なところまで交渉が進んでおります。そのため工事費を繰り越して早期完成を目指すものでございます。

道路新設改良整備事業340万につきましては、河南沢中里線道路詳細設計委託料でございます。説明会を実施したところ、今後関係地権者の理解を求めながら事業を進めたい。そのため委託料を繰り越して事業進捗を図るものでございます。

続きまして第3表、債務負担行為補正でございます。LED防犯灯賃借料。LED防犯賃借料につきましては、当初平成26年から36年までの期間内を予定しておりましたが、平成27年3月末にLEDの取り付けが完了し、器具の点検確認やその他の不具合等を各自治会で確認していただくため、2カ月間の試行期間を設けて対応したことによるものでございます。

10ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。10ページです。国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者福祉費国庫負担金でございます。自立支援医療費負担金84万3,000円につきましては、自立支援

医療該当者が1人ふえたため、国が2分の1を補助するものでございます。その下段、保育所運営費国庫負担金につきましては、保育所運営委託料の増に伴う国の負担分でございます。低所得者介護保険料軽減負担金につきましては、介護保険低所得者の人数増によるものの国庫金の増額でございます。子どものための教育・保育事業費補助金につきましては、先ほどのシステム改修のための2分の1の補助でございます。その下段、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業国庫補助金につきましては、先ほどの臨時福祉給付金の10分の10の補助金でございます。

続きまして土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,202万5,000円が減額となっております。町営住宅の実施計画設計委託料を減額したこと、また当初55%で見込んでいた国庫補助金が減額配分をされたためでございます。

続きまして番号カード交付事業補助金でございます。個人番号カード交付事業に係る国の負担分で、10分の10でございます。地方公共団体セキュリティー強化対策補助金につきましては、自治体セキュリティー強化対策事業に係る国の補助金で2分の1でございます。

続きまして県支出金の県負担金、民生費負担金、障害者福祉費負担金。その下段の児童福祉費負担金につきましては、国庫補助金同様に県の負担分でございます。続きまして後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金12万4,000円につきましては、低所得者保険料軽減のための県の負担金でございます。その下段、低所得者介護保険料軽減負担金2万円につきましては、国庫に伴う県の負担分でございます。

続きまして県の補助金、市町村自治基盤強化総合補助金、市町村自治基盤強化総合補助金592万4,000円の減でございますが、申請していた事業について採択されなかったために減額をするものでございます。

災害救助費交付金につきましては、被災者の方の家賃補助相当額を歳入するものでございます。1世帯4名の方がお住まいでございます。

1枚おめくりください。歳出に移ります。議会費です。職員手当等ということで、議員期末手当、新しく議員になられた方の12月支給の際の期間率の減額分でございます。

続きまして総務費、総務管理費の一般管理費。説明欄、負担金補助及び交付金、市町村退職手当組合の負担金でございます。退職職員に対する退職手当組合負担金でございます。その下段、共済費の厚生年金保険料につきましては、年金生活者等の臨時給付金に充てられるものでございます。

住宅管理費でございます。町営住宅解体整備工事に対する国庫補助金が減額配分となったために、財源補正をするものでございます。

その下段、企画費ですけれども、二世帯同居等支援奨励金、同窓会助成費用に県補助金が充当されるために財源補正をさせていただくものです。以下、財源補正につきましてはそれぞれの補助金等により、一般財を見直したものでございます。

電算管理費、1,236万9,000円の増となっております。先ほども御質問ありましたけれども、主な点が2つございます。インターネットの接続を都道府県ごとに集約して高度な監視をする。自治体のインターネットやLGWAN回線を県のセキュリティークラウドを経由することになります。もう一つ、住民情報の流出を徹底して防ぐということがございます。今までパスワード管理をしておりましたが、パスワードのほかに生体認証が追加されるほか、USBなどによる持ち出し制御が行われることになります。委託料につきましては、機器の構築費用、備品購入費につきましては生体認証機やファイヤーウォールの購入に充てられるものでございます。

続きまして戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金、個人番号カード関連事務費交付金193万5,000円につきましては、個人番号発行に伴う地方公共団体情報システムへの交付金でございます。現在、個人番号カード申請537件ございます。作成済みが290件、本人に引き渡し済みが150件となっております。

1枚おめくりください。社会福祉費の社会福祉総務費。こちら説明欄、職員人件費に要する経費6万5,000円と、その下段、年金生活者支援臨時福祉給付費給付事業2,791万8,000円につきましては、年金生活者等の交付金に充てられます。所得の少ない高齢者を対象にした1人3万円の給付を支給するものでございます。

15ページ中段、臨時福祉給付金事業費、国庫補助金返還金131万8,000円につ

きましては、26年度の事業費が確定したための返還でございます。

続きまして国民健康保険事業特別会計繰出金416万。法定負担分を繰り出すものでございます。

続きましては介護保険特別会計繰出金285万6,000円の減額です。人事異動に伴います精算分など減額させていただくものでございます。

続きまして後期高齢者医療運営事業につきましては、負担金が確定しましたので支出するものでございます。

続きまして障害者福祉費、扶助費、障害福祉サービス等給付費168万6,000円につきましては、自立支援医療該当者が1人ふえたための増額でございます。

1枚おめくりください。児童措置費、委託料として保育所運営委託料でございます。保育所通所者の人数がふえたこと、また制度改正に伴い単価変更があったためのものでございます。

システム改修費負担金167万8,000円につきましては、保育料について年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化になるためのシステム変更を行うものでございます。

中段、土木費、道路橋梁費、道路維持費の工事請負費。町道3号線舗装工事580万円の減額でございます。国庫補助の減額に伴いまして事業を縮小するものでございますが、28年度で計上してございまして、早期の着工を目指しております。

続きまして住宅費、住宅建設費、委託料、町営住宅実施設計委託料。竈場の建設予定地の町営住宅につきましては、整備手法を再度検討したところ、減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして予備費を2,006万7,000円減額をさせていただいております。給与費に補正がございましたので、20ページ以降に給与費明細書の資料がございます。後ほど御高覧いただければ幸いです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 13ページの情報セキュリティーの強化事業ですけれども、県のほうのクラウドに預けるといふことで、インターネットはそこで制御されるということなんです。

けど。当町の情報データは全てそこに預けられることになるんですか。

政策推進課長 預けるというよりも、県のセキュリティークラウドを一度通過するという考え方でいいと思います。そこで監視をします。これは松田町だけでなく全部の市町がそこを一度通過するということになるかと思いますが。

10番 齋 藤 個人情報のマイナンバーのところの部分だけがそのような形になるんですか。それとも松田町にアクセスしてくるネットとかメールに関しては、全てそういう流れになってくるんですか。

政策推進課長 すいません、ちょっと説明が足りなかったので申しわけないです。住基系の情報はそこは通過してございません。通過しません。いわゆる一般のインターネット、それからLGWAN回線が県のセキュリティークラウドを通過すると。先ほど言ったように、個人番号を使う住基の関係につきましては、パスワードのほかに生体認証を入れて管理する、またはUSBの持ち出しを制御するという構築になります。以上です。

10番 齋 藤 わかりました。そのじゃあラインだけが単独であるという理解でいいんですか。ほかのラインとはまた別な…ほかにインターネットでアクセスしてくる、来ますよね。松田町、例えばホームページ見てくるとか、そういったラインと住基とかそういうものを使う部分はまた別なラインで。どういう流れで何本に分かれているんですかね。

政策推進課長 先ほどの住基は住基で庁舎内で済むわけです。そのほかのLGWAN回線とインターネット回線は県経由ということになりますので、恐らく町のホームページを見る方もそこを一応通ってくるというふうに考えられると思います。

10番 齋 藤 わかりました。大変重要な部分なんで、セキュリティーの強化、やってもやっても、先ほど12番議員が言ったように、難しい状況が次々と生まれてくると思います。前にもお話ししましたが、ファクスのラインから入ってくるというのもあるらしいんでね。ファクスのラインから大概ネットにつながってますよね、外に出すのに電話回線は。その辺のセキュリティーもしておかないと、そこからパソコンに入ってくるということが、事例があるそうなんです。その辺の強化もされたほうがいいのかなと思うんですけど。町全体でこれからWi-Fi導入したりいろんなことをやられるということですので出ておりますけれども、

全てのことにセキュリティーをかませないといかないと、そこから入れる可能性も出ますので、すべてにセキュリティーはかける予定でいるんですか。

政策推進課長 ファックスの話は以前もございました。一応今のところファイアウォールは中にありますので大丈夫だと思いますけども。先ほどの御質問にもございましたように、セキュリティーはちょっと上げていかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、それは再度もう一度確認して何なりの対応をとりたいと思います。

議 長 よろしいですか。

12番 大 舘 2点ほどお伺いします。11ページのですね、市町村自治基盤強化云々がありますけれども。課長の説明ではね、申請した案件が採択されなかったということですけど。その内容について教えていただきたいと思います。それとですね…1点ずつやりましょう。

議 長 1点ずつね、はい。

政策推進課長 こちらにつきましては都市マスタープランを一応エントリーはしてたんですけども、あれは各市町でもつくるものだというので、一応採択されずに今回減額ということがございます。

12番 大 舘 その件については初日のですね、私の一般質問の中でも、町長答弁の中にマスタープランの話がたしかあったような気がするんですけども。これから当然そういうものをつくっていかなくちゃならないんで、今の課長の説明では、どこの町でもやるんだから認めないということなんですか。ちょっとその辺理解できない。

政策推進課長 やはり特別な事情があるものについて、この自治基盤が交付されるものであって、どちらかという先ほどの都市マスについては、どこの町でもつくらざるを得ない、そういうことがございます。以上です、はい。

12番 大 舘 それではですね、17ページの町営住宅の建設が1,500万減額されてるわけですけども、きのうの全協でこのPFI事業ということを取り入れるんだということわかりますけれども。27年度当初予算でね、建設…町営住宅の建設関係の予算計上したわけだな。それで今年度になってまたこの方向転換ということで、こういう方法でということ。でも、町長いつも言ってたと思うんだけど、

何か公共の施設をつくるにはPFI方式を取り入れるんだっていうような話、そういうものに対しては、こういう手法を取り入れるんだっていう話、よくしていられたと思うんですけども。1年間かけてね、それを待って来年度予算に計上するというより、途中補正を組んでもらってですね、こういう方式に転換しますっていう方法をとれなかったのかね。やっぱりとにかく一日も早く定住化、人口増加を凶んなきゃいけないときにですね、これまた1年間、丸々1年間ずれちまうわけじゃないですか。半年でも早くということになると、近隣の自治体に先駆けて人を引っ張れるというか、そういう体制もとれる可能性もあるわけじゃないですか。やっぱりとにかくみんな近隣も含めて日本全国で人口減少が進んで、限られた人口を奪い合いみたいな感じになってるわけで、スピード感を持ってという町長の姿勢の中でね、これやっぱり1年間先送っちゃうというのは、せっかくこんなきのういい提案をされて、こういうのができて、できてくるんだから、それを27年度の早くにね、じゃあそっちに切りかえるんだということでこういうものをやれば、補正で6月なり9月なりで組んでもらって、半年とかそのぐらいスピード感を持って対応できたわけですけども、その辺、この町としてはそんなに待てる余裕があるのかなと。当然そんな余裕ないと思うんでね。やっぱりそのぐらいのスピード感を持って対応してもらえれば、よりベターなのかなというふうに感じますが、その辺の考え方をちょっとお願いします。

町長 はい、大館議員のお言葉には、本当に感謝申し上げたいと思います。やっぱりいろいろ検討しながらやっていくに当たって、やはり初めてちょっとPFIを当町が活用するというところで、職員の中でも不慣れな点もあり、3歩進んで2歩下がるようなところも実際はありました。そんな中ちょっと時間がかかったところもありますけども、今後町益として、これいいなと思っていることであれば、本当に皆さんに御足労かけるかもしれませんが、臨時議会を開いてでもですね、補正を組んでも、組みかえてでもやらなきゃいけないというときはまた御提案をさせてもらいたいというふうに思っております。ありがとうございました。

12番 大館 今、町長のほうからね、そういう姿勢を聞かせてもらったんで、担当の課と



してもその町長の意に沿って、とにかくスピード感を持って対応してもらいたいと思いますけども、課長にもう一言、よろしくお願いします。

参事兼総務課長 まさに本当に少しでも早く御提案できればよろしかったんですが、12月で一度ちょっとそういうところのお話しさせていただいて、ここで補正ということになってしまって、まさに1年近くおくらせてしまうのではないかと。方針固まったわけでございますから、これからはできる限りスピードを上げて取り組めるようにしていきたいと思います。

12番 大 舘 くどくどといつも申しわけないんですけども、やっぱり町長はそういう姿勢を示してるんだから、職員もね、そういう意を酌んでもらって、絶えず1分でも1秒でも早くという、そういう気持ちを絶えず持ってもらいたいと思うんです。ぜひお願いしたいと思います。以上。

議 長 ほかに質疑ございますか。

2番 田 代 ページ3ページの繰越明許をお願いいたします。繰越明許の5番ですね。款の農林水産費、一般管理経費で、これ、ふれあい農園の管理棟が国庫対象外というふうなお話があったんですけども。この事業については当初26年ぐらいに計上してずれ込んでくるような感じがするんですけども。その辺の話と、あと国庫から外れた理由。その辺についてお願いいたします。

参事兼観光経済課長 これにつきましては当初は町担でいく予定でした。ところが調べてる…これも施行に当たりましては27年度予算決議時におきましては、改修工事を行う目的とか利用する団体とか、明確な上で執行すべきという附帯条件のついた案件でございました。ところがこれに当たりまして、過疎地域等自立活性化推進交付金というのが8月にあると。それも10分の10、100%補助であるという形の、最大2,000万までと。これは飛びつかなくちゃいけないなという形で、うちのほうも、それ28年度からの事業だったんですけども、これをのせる計画でおったんですけども。2月に入りまして交付申請をやる段階になりまして、国から県を通じまして、県のほうからですね、平成28年度事業分からは当該交付金制度が見直されたと。施設改修のような、いわゆる今回やろうとしているハード事業につきましては、この交付金を活用可能な対象地域から外すという形で、過疎地域等の自立活性化推進交付金、10分の10の2,000万上限といううまい話

がなくなってしまった関係上、それであれば今、今年度持つてる500万を次年度に繰り越し、予算の範囲内でやろうと。ですからこれは国庫補助の対象、もともと国庫補助の対象ではなかったものを、8月ぐらいにたまたまい補助金が発生したので、それに乗りかえようという意味合いで進めてきた事業が、ことしの2月に入りまして急遽そのような形で28年度はこの松田町が該当から外れるようになってしまった関係上、それでは町担の500万で繰り越してやっていこうという考えで執行させていただいております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第17号平成27年度松田町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。再度起立のほうをお願いします。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。